

[事案 28-93] 保険料返還請求

・平成 28 年 12 月 12 日 裁定不調

<事案の概要>

災害疾病関連特約の保険期間を 80 歳満了に変更した際、主契約の保険料払込期間（75 歳）の満了後に、それ以後の災害疾病関連特約の保険料を払い込む内容となっていたところ、80 歳までの災害疾病関連特約の保険料を前納したので、75 歳以降の保険料の支払義務は発生しないとして、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 1 月に 5 年ごと利差配当付終身保険を契約し、平成 14 年 1 月、本件契約のうち、災害疾病関連特約の保険期間を 80 歳満了に変更したが、その際、80 歳までの医療保険付で保険料を全額一括前払いするという条件での契約変更を募集人に依頼し、「変更後の契約内容」という書面において 80 歳まで延期されていることを確認したうえで、保険会社の請求書のとおり保険料全額を前納したのであるから、80 歳までの災害疾病関連特約の保険料は前納されているはずである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件変更当時、本件契約の保険種類において、取り扱える保険料払込満了年齢は最長で 75 歳までであり、保険料の前納も同年齢までの分しか行えなかった。そのため、契約変更申込請求書や契約内容変更のお知らせ、約款等にも記載のとおり、主契約の保険料払込期間満了時である 75 歳以降の特約継続のための保険料は別途必要である。
- (2) 災害疾病関連特約の保険期間を更新タイプから 80 歳満了へ変更したのは、申立人の要望を踏まえて前納期間を最も長くできるようにしたものと考えられ、その変更経緯からすれば、保険会社側から申立人に対して、75 歳までは前納が可能であることを説明したと考えるのが自然である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件契約の契約変更時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張を認めることはできないが、少なくとも、保険会社が申立人に交付した提案書や申込書の保険料払込期間に関する記載は、必ずしも分かりやすいとは言えず、本件変更に至るまでの経緯から、申立人が本件変更の内容を誤解したまま契約変更の手続きを行った可能性も否定できないことを考慮し、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条第 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。